三　当該相互会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
四　当該相互会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
五　次に掲げる体制その他の当該相互会社及びその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
イ　当該相互会社の実質子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（ハ及びニにおいて「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当該相互会社への報告に関する体制
ロ　当該相互会社の実質子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
ハ　当該相互会社の実質子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
ニ　当該相互会社の実質子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（社債を引き受ける者の募集に際して取締役会が定めるべき事項）
第二十三条の十六の五　法第五十三条の二十三の三第四項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　二以上の募集（法第六十一条の募集をいう。以下この条において同じ。）に係る法第六十一条各号に掲げる事項の決定を委任するときは、その旨
二　募集社債（法第六十一条に規定する募集社債をいう。以下この条において同じ。）の総額の上限（前号に規定する場合にあっては、各募集に係る募集社債の総額の上限の合計額）
三　募集社債の利率の上限その他の利率に関する事項の要綱
四　募集社債の払込金額（法第六十一条第九号に規定する払込金額をいう。以下この号において同じ。）の総額の最低金額その他の払込金額に関する事項の要綱
第二十三条の十七の見出しを「（指名委員会等の議事録）」に改め、同条第一項及び第二項中「委員会」を「指名委員会等」に改め、同条第三項中「委員会の議事録」を「指名委員会等の議事録」に改め、同項第一号及び第二号中「委員会」を「指名委員会等」に改め、同項第四号中「委員会が」を「指名委員会等が」に改め、同号イ中「第三百七十五条第三項」を「第三百七十五条第四項」に改め、同号ロ中「第三百九十七条第四項」を「第三百九十七条第五項」に改め、同項第五号中「委員会」を「指名委員会等」に改め、「出席した」の下に「取締役（当該指名委員会等の委員であるものを除く。）」を加え、同項第六号及び同条第四項中「委員会」を「指名委員会等」に改める。
第二十三条の十八第一項第一号中「監査委員会」を「当該相互会社の監査委員会」に改め、同項第二号中「使用人の」の下に「当該相互会社の」を加え、同項第三号中「執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他」を「次に掲げる体制その他の当該相互会社」に改め、同号に次のように加え、同号を同項第四号とする。
イ　当該相互会社の取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役及び会計参与並びに使用人が当該相互会社の監査委員会に報告をするための体制
ロ　当該相互会社の実質子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項（法人が業務を執行する社員である場合の特則）の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該相互会社の監査委員会に報告をするための体制
第二十三条の十八第一項第四号の次に次の二号を加える。
五　前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
六　当該相互会社の監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
第二十三条の十八第一項第二号の次に次の一号を加える。
三　当該相互会社の監査委員会の第一号の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
第二十三条の十八第二項中「体制は、」の下に「当該相互会社における」を加え、同項第一号中「執行役」を「当該相互会社の執行役」に改め、同項第二号中「損失」を「当該相互会社の損失」に改め、同項第三号中「執行役」を「当該相互会社の執行役」に改め、同項第四号中「使用人」を「当該相互会社の使用人」に改め、同項第五号中「当該相互会社」を「次に掲げる体制その他の当該相互会社」に改め、同号に次のように加える。
イ　当該相互会社の実質子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（ハ及びニにおいて「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当該相互会社への報告に関する体制
ロ　当該相互会社の実質子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
ハ　当該相互会社の実質子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
ニ　当該相互会社の実質子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
第二十三条の十九第二号ロ(2)中「社外取締役を除く」を「業務執行取締役等（法第五十三条の二第五項第一号に規定する業務執行取締役等をいう。）であるものに限る」に改め、同号ロ(3)中「社外取締役」を「取締役(1)及び(2)に掲げるものを除く。）」に改める。
第二十三条の二十中「第四百二十六条第六項」を「第四百二十六条第八項」に改める。
第二十四条の六第二項中「第百六十一条」を「第百六十一条第一項」に改める。
第二十七条中「取締役（委員会設置会社」を「取締役（指名委員会等設置会社」に、「監査役（委員会設置会社にあっては、」を「監査役（監査等委員会設置会社にあっては監査等委員会の指定した監査等委員、指名委員会等設置会社にあっては」に改める。
第二十七条の四の次に次の一条を加える。
（監査等委員会の監査報告の内容）
第二十七条の四の二　監査等委員会は、計算関係書類及び会計監査報告（第二十七条の六第三項に規定する場合にあっては、計算関係書類）を受領したときは、別紙様式第一号の三の二（少額短期保険業者にあっては、別紙様式第一号の七の二）により監査報告を作成しなければならない。
2　前項に規定する監査報告の内容（監査等委員会の監査報告の内容が監査等委員の意見と異なる場合に付記される監査等委員の意見を除く。）は、監査等委員会の決議をもって定めなければならない。
第二十七条の六第五項第三号中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。
三　監査等委員会設置会社　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者
イ　監査等委員会が第一項の規定による会計監査報告の内容の通知を受ける監査等委員を定めた場合　当該通知を受ける監査等委員として定められた監査等委員
ロ　イに掲げる場合以外の場合　監査等委員のうちいずれかの者
第二十七条の七中「委員会設置会社にあっては、」を「監査等委員会設置会社にあっては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあっては」に改める。
第二十七条の八第二項及び第三項中「委員会設置会社にあっては、」を「監査等委員会設置会社にあっては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあっては」に改める。
第二十八条の二の次に次の一条を加える。
（監査等委員会の監査報告の内容等）
第二十八条の二の二　監査等委員会は、事業報告及びその附属明細書を受領したときは、別紙様式第一号の三の二（少額短期保険業者にあっては、別紙様式第一号の七の二）により監査報告を作成しなければならない。